

訴 状

2014年（平成26年）9月19日

さいたま地方裁判所民事部 御中

原告訴訟代理人弁護士 釜 英 法
同 樋 渡 俊 一
同 岩 崎 真 弓

当事者の表示

別紙当事者目録記載のとおり

都市計画事業認可取消請求事件

訴訟物の価額 金160万円
貼用印紙額 1万300円

請 求 の 趣 旨

- 1 埼玉県知事が平成25年6月25日付でなした、別紙目録記載の都市計画事業認可を取り消す。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。
との判決を求める。

請 求 の 原 因

第1 当事者

- 1 原告は58歳で自営業者であり、妻と○人の子供とともに川越市小仙波町
省略 の自宅で生活している。原告は、本件火葬場建設予定地の直ぐそばに
田畠（大字小仙波字八反田 省略 ） 大字小仙
波字坂下 省略 を所有している。
- 2 被告は、本件火葬場都市計画を定め、本件火葬場建設事業を遂行している川
越市の市長である。本件川越都市計画火葬場事業は、平成25年6月25日、
埼玉県知事が認可したものであるが、埼玉県「知事の権限に属する事務処理の
特例に関する条例」（平成11年12月24日条例61号、平成25年12月
24日条例51号第2条）第2条62項7号1により、知事がした処分は当該
市町村の長のした処分とみなされるので、本都市計画事業認可取消請求事件の
被告適格を有する者である。

第2 本件火葬場建物の建設設計画経緯

- 1 川越市は、大正12年から、川越市旭町1-20-9ほかにおいて火葬場（以
下、「現行火葬場」という。）を設置し操業している。
現在、現行火葬場周辺環境は、設置当時と大きく変わり、宅地化が進んでい
る。また、現在の建物は昭和51年に全面的に改築したものであり、さらに、
平成9年度から平成11年度にかけて、火葬炉を全面的に入れ替える改修工事
を行った。
- 2 このような中で、川越市は、平成23年2月23日付け新聞で、本件火葬場
建物建設を告知し、これにより、原告ら一般市民は本件火葬場建設について知
ることになった（後出甲1）。

その後、川越市は、同年3月5日に第1回地元小仙波地区説明会（後出甲2）、
同年11月20日に、区域変更に伴う第2回説明会を行った（後出甲3）。

しかし、本件火葬場周辺住民及び隣接地権者は本件火葬場建物の建設に反対
し、本件火葬場建物の建設については、TBS、TV朝日のTV全国放送でも
取り上げられ、批判的な報道がなされた（後出甲4）。

3 川越市は、住民らの反対、マスコミの批判的報道にもかかわらず、平成2
4年2月に本件火葬場の基本構想（後出甲5）、同年4月に基本計画（後出甲

6) と相次いで矢継ぎ早に策定した。

さらに、川越市は、平成24年7月23日に都市計画公聴会を開催し、平成25年2月18日に建設用地の都市計画決定をした（後出甲7）。さらに同年6月25日に埼玉県から都市計画事業認可を取得し（後出甲8）、同年8月18日に事業経過説明会を開催した（後出甲9）。

4 その後、川越市は、同年11月初旬より造成工事に着手した。

5 平成26年3月6日、原告を含む本件火葬場建設予定地周辺住民17名は、さいたま地裁川越支部に対し、本件火葬場建物建築禁止仮処分命令申立をし、現在、審理中である（同支部平成26年（ヨ）第13号）。

以上を表にまとめると次のようになる。

平成7年～8年	本件火葬場建設計画地隣地に市営葬祭会館「川越市民聖苑やすらぎのさと」を建設決定。（平成8年12月、市議会建設用地取得議決、平成10年7月、新築工事説明会、平成12年7月オープン。）
平成9年～11年	現川越市火葬場において、火葬炉を全面的に入れ替える改修工事を実施。
平成22年5月～11月	新斎場建設検討委員会で基本構想の検討を開始
平成22年10月28日	同委員会「新斎場建設計画地の選定方法について」（後出甲14）作成
平成23年2月1日	川越市、府議で「建設計画地を選定し、地権者の同意を得て確定するものと決定」
平成23年2月5日	第1回地権者説明会
平成23年3月5日	第1回小仙波町説明会
平成23年3月	周辺事業者、周辺住民への個別説明及び古谷地区周辺自治会の説明会
平成23年6月4日	第2回地権者説明会
平成23年10月11日	第3回地権者及び周辺自治会正副会長等合同説明会
平成23年11月8日	新斎場建設用地の一部区域見直し決定の上、 <u>建設計画地として確定</u> （後出甲15、埼玉新聞平成23年11月29日）
平成23年11月20日	第2回小仙波町説明会（後出甲3「新斎場建設事業について」）
平成24年2月	川越市新斎場建設基本構想（後出甲5）
平成24年4月	川越市新斎場建設基本計画（後出甲6）
平成24年7月23日	「川越都市計画火葬場の構想案に関する公聴会」開催
平成25年2月18日	川越市火葬場都市計画決定（後出甲7）
平成25年3月	川越市新斎場建設に係る環境影響調査発表
平成25年6月25日	埼玉県知事本件都市計画事業認可（後出甲8）
平成25年8月26日	原告森田、同事業認可に対して異議申立
平成26年3月6日	原告を含む周辺住民17名、さいたま地裁川越支部に対し、本件火葬場建物建築禁止仮処分命令申立。
平成26年3月20日	上記異議申立棄却決定（埼玉県知事）（後出甲10）

第3 本件火葬場の建設計画概要

1 本件火葬炉の規模・能力等

現時点での公表されている情報によると本件火葬炉の規模・能力等は以下のとおりであると推察される。

本件建設計画建物は、建築面積6,536平方メートル、鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造、平屋建て（一部地上2階建）（川越市新斎場建設基本計画（概要版）・後出甲14）、火葬炉数は13基うちペット火葬炉が1基、また、本件火葬炉の年間稼働日数は302日（約25日／月）、日最大28件、1炉あたり最大3回/日の計画とされている（後出甲11（川越市新斎場建設基本設計概要版）、同甲12（川越市新斎場建設に係る環境影響調査書）。

建物高さは16.5メートル、煙突高さ14メートル、排出口の口径は1.2m、火葬重量は、その相当性を考慮して、人体炉については遺体70kg、柩20kg、副葬品5kg、計95kgが標準的な量として想定されている。動物炉も人体炉に準じるものとされている。火葬時間は、柩が主燃焼炉に収められてから主燃焼バーナ消火までの時間約60分、冷却時間は15分以内とされている（川越市新斎場建設火葬炉設備基本仕様書・後出甲13）。

2 本件火葬場建物建設地及びその周辺の概要

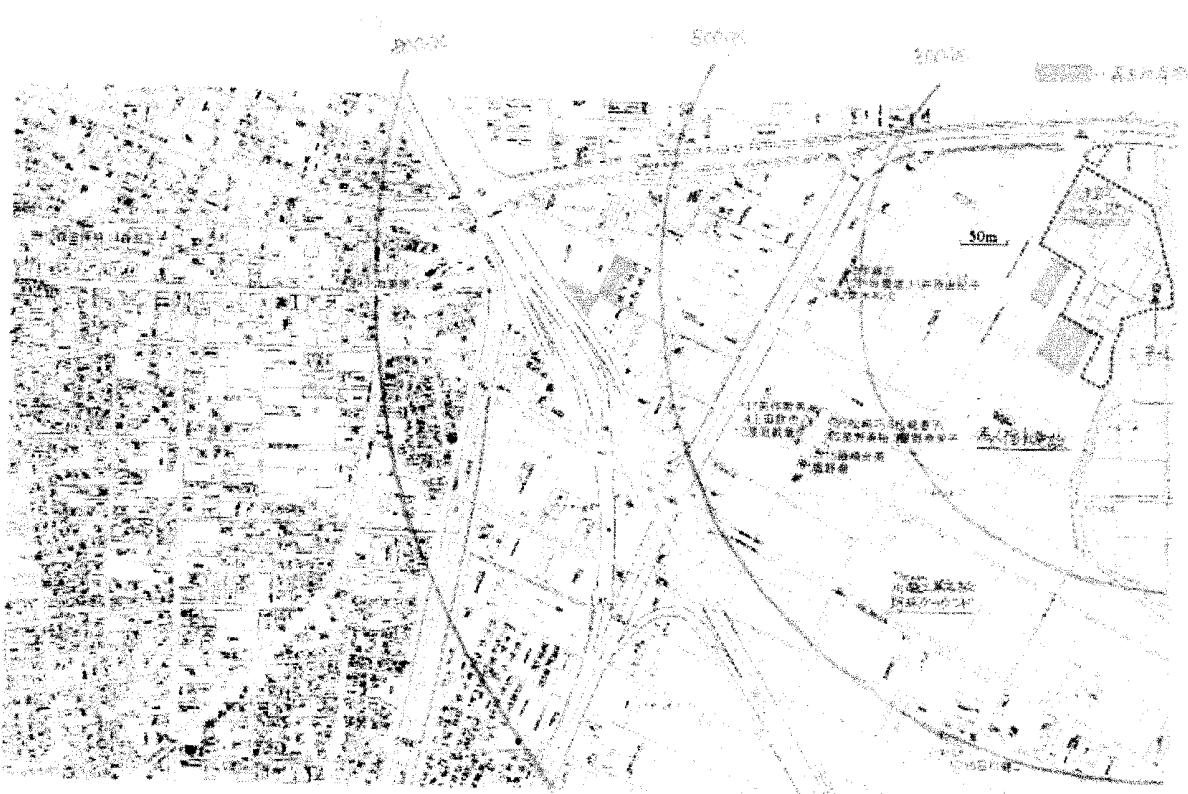
（1）本件火葬場建物建設地の位置関係

本件火葬場建物建設地は、JR川越線「川越駅」の北東約2.2キロメートルに位置している。

建設地の西側100メートル付近は、準工業地域であるが一般住宅、商業・業務系施設が立地している。また、南側にも福祉施設、県立高校グラウンドが立地しており、高齢者、要介護者、学生等の生活に欠くことができない場所となっている。更に、地元TV局前の県道川越・新座線の向かい側には新たな分譲住宅18戸が完成している。

建設地東側300メートル付近は農村集落で、北側隣接地には飲食業店舗が立地し、国道16号線を挟んで向かい側こそ農用地が広がるが、その農地は優良農地の農振農用地であり、建設地脇に立って周囲を見回した景観は、ほぼ全方向に住居・建物が存在する街中である。

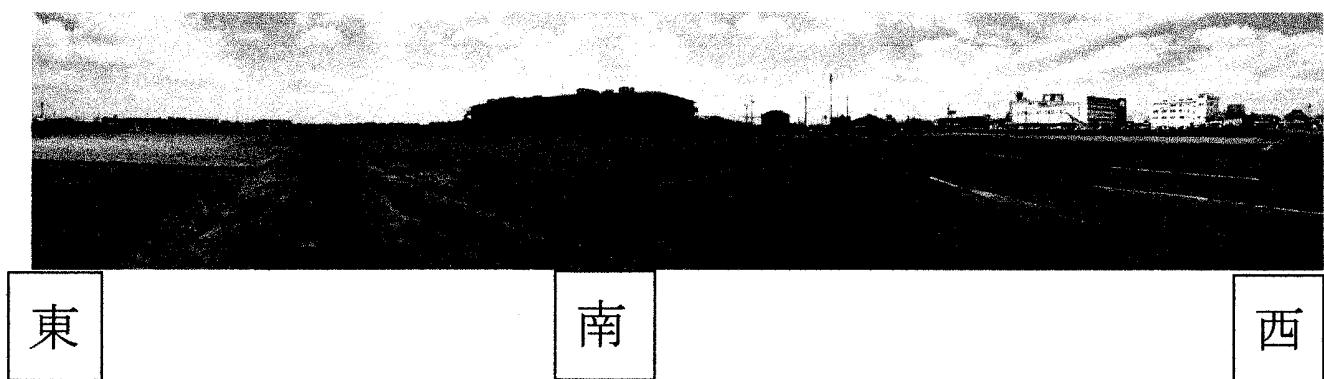
（以上、次頁地図及び写真参照）



【周辺写真】（西北方面）



【周辺写真】（東南方面）



(2) 本件火葬場建物建設地周辺の地形

前ページの周辺写真からわかるとおり、本件火葬場建物建設地周辺は、一面の平地であり、吹きさらしの強風が吹くことも度々あり、強風による火葬炉排出物の下降と、低煙突による相乗効果で、もし本件火葬場建物が建設されると、周辺環境に与える影響が大きくなりやすい地形である。

(3) 周辺の建築物の状況

本件火葬場建物建設地の西隣には、市民聖苑やすらぎのさとが立地する。それに連なるように南に向かって、一般住宅8戸、高さ12～15メートル程度の商業系施設2棟、一般住宅10戸が立地する。

また、南側50メートルには3階建て老人福祉施設に加え、一般住宅、介護ケア施設、県立川越工業高校野球グラウンド等が連なるように立地している。

グラウンド東脇の地元TV局前の県道向かい側には分譲住宅18戸が立地済である。

東側300メートル付近には、農村集落が存在し30戸程度が立地しており、その南側には別の農村集落も存在し30戸程度が立地している。概して、建設地周囲に10メートルを超える建築物の存在が認められ、その影響による火葬炉排出物の下降が生じやすい状況となっている。

第4 本件認可の取消事由

1 前提となる本件都市計画決定の違法

(1) 都市計画決定が違法であれば、都市計画事業認可も違法となること

都市計画事業の認可は適法な都市計画決定がされていることを前提としてその上に積み重ねられる手続であることから、前提となっている都市計画決定が違法であれば、都市計画事業認可も違法となる。

(2) 火葬場建設計画地隣地に市営葬祭会館「川越市民聖苑やすらぎのさと」を建設する際、同会館周辺には将来的に斎場＝火葬場を持ってこないと公約したにもかかわらず、今回火葬場建設計画地として確定したことの違法（信義則違反）

地方自治体の行政行為及び事務処理には法の一般原則である信義則（民法1条2項）が適用される（法治主義原理、地方自治法2条16項、最高裁昭和56年1月27日判決・民集第35巻1号35頁、）。

川越市は、平成8年、市営葬祭会館である「川越市民聖苑やすらぎのさと」建設決定の際、「市民聖苑及びその周辺に斎場を持ってこないこと」及び「(市民聖苑の周辺には)初雁球場の移転を総合計画に盛り込むこと」を条件に地権者と交渉するとともに、地元自治会及び周辺住民へも説明し、同事業への協力を依頼していた（後出甲3、平成23年11月20日新斎場建設事業説明会資料）。

本件火葬場は、この「やすらぎのさと」の道路をはさんだ対面に建設するものであり、この「公約」に真っ向から反する。

当時からこの地で生活し、本件火葬場建設設計画地のそばの田で農作業も行う原告は言うまでもなく、その後にこの周辺地で生活するようになった住民たちは、上記の経緯を前提に（少なくとも默示の前提として）この地で生活し、または移転してきたのであり、川越市が本件地区を建設候補地に入れた上で、本件火葬場建設決定をしたことは、信義則及び信義則から導かれる禁反言の原則に違反し、違法である。

（3）本件火葬場建設設計画地確定手続の違法（適正手続原則違反）

地方自治体の行政行為及び事務処理は、適正手続に則り、公正、透明であることが要請される（憲法31条、13条、行政手続法1条1項）。

しかし、次に列挙するとおり、本件用地選定手続は極めて不公正かつ不透明であり、適正手続原則に違反している。

① 川越市新斎場建設検討委員会における「市が独自に設定した」建設候補地抽出条件及び評価基準・採点基準が恣意的かつ不公正であること

川越市は、上記検討委員会において、平成22年10月28日、「新斎場建設設計画地の選定方法について」（後出甲14）との文書を作成し、その中で、建設候補地抽出条件、同評価基準及び同採点基準を設定している。各条件、基準においては、国・県の基準に加えて、市が独自に設定する条件・基準を設けている。

具体的には、まず、候補地抽出条件の一つとして、「市民聖苑やすらぎのさとを中心とし、現斎場までを半径とする円の内側の地域であること」を設定しており、最初から本件建設設計画地を前提とする条件設定となっている。車社会が成熟し、道路も整備されている現状において、最初からこのような条件設定をすることは合理性がない。

次に、評価基準・採点基準のうち、市が独自に設定する基準として、利便性の区分を設け、「交通アクセス」と「市民聖苑の利用」という項目をそれぞれ設けている。そして、前者の評価基準は、「市内全域から新斎場までの交通アクセスは良いか」という基準とし、その採点基準を、「国道16号と254号の結節点からの距離により、0：4km以上、1：2km以上4km

m未満、2：1km以上2km未満、3：1km未満」とし、後者の評価基準は、「市民聖苑を利用する場合の利便性は良いか。」という基準とし、その採点基準を市民聖苑からの距離により、0：4km以上、1：1km以上4km未満、2：隣地より遠く1km未満、3：隣接」と設定している。

この結果、結節点に近くかつ市民聖苑の隣地に位置する本計画地が3+3=6点という高得点を取得することとなっている。

先述の通り、車社会が浸透しきっている現代社会において、「4km」か直近かというようなメルクマールで0点から3点を割り振ることに合理性はない。

また、この2つの基準は、「結節点」に近く、「市民聖苑」に隣接している本件土地が初めから他所に比べて「有利」になる基準である。

以上からすると、候補地抽出条件から候補地評価、採点基準まで、3重に本件建設計画地に「下駄をはかせる」恣意的な基準となっていることが明らかであり、不公正な条件・基準等の設定として違法である。

② 本件火葬場予定地選定、基本構想・基本計画策定及び都市計画審議会での議論が環境影響評価（環境アセスメント）に基づいていないこと

本件はいわゆるアセス対象事業ではないが、火葬炉がダイオキシン類、水銀、六価クロム、硫黄酸化物、窒素酸化物等の有害物質を発生させる施設であることを考えると、環境影響評価＝「開発計画を決定する前に、環境影響を事前に調査・予測し、代替案を検討し、その選択過程の情報を公表し、公衆の意見表明の機会を与え、これらの結果を踏まえて最終的な意思決定をするプロセス」（「環境法」大塚直、有斐閣209p）をなんらかの形で実行することは適正手続の観点から必要である。都市計画法も、13条1項柱書きで、都市計画基準として、公害防止計画適合性、都市の健全な発展と秩序ある整備、自然的環境の整備又は保全に配慮しなければならないと規定し、同条1項11号でも都市施設は良好な都市環境を保持するように定めることと規定している。さらに、環境基本法は、19条、20条において、国に対して事業の実施にあたりあらかじめ環境影響評価をすることを推進すべきと定め、7条で地方公共団体の責務として「国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の自然的・社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。」と規定している。このような法律の趣旨からしても、本件のような有害物質発生施設にかかる都市計画を決定するに際して、環境影響調査結果に基づく検討は不可欠である。

しかし、本件では、川越市による「自主的アセス」の結果である「川越市新斎場建設に係る環境影響調査」（後出甲12）が発表されたのは、都市計画審議会での議論も終わり、都市計画決定がされた後の平成25年3月である。

この調査自体、火葬場からの相当量の発生が指摘されている水銀や六価クロムが評価項目の中から抜け落ちており、また、何ら住民に情報を提供することも意見を求める事もなく作成されたものであるなど、本来的な「環境影響評価」とはおよそ言いがたいものであるが、川越市は、その程度の環境影響評価資料すらない今まで本件建設計画地を確定してしまったものである。

本件建設計画地確定手続には、環境影響に関する情報と議論が欠けているという点において、決定的に公正さが欠けており、都市計画法13条、環境基本法7条、19条、20条の趣旨及び上記適正手続原則に反している。

③ 本件建設計画地の敷地面積が3分の2に縮小せざるをえなくなったにもかかわらず、用地の再選定手続をしないこと

平成23年11月8日、本件火葬場は、建設用地の一部区域見直し決定の上、建設計画地として確定した。具体的には、一部地権者の反対により、敷地面積が約27000m²であったところ、同敷地面積を約18000m²に縮小した（後出甲15「H23.11.29付け埼玉新聞」）。

川越市は、候補地抽出条件の一つとして「新斎場に必要な面積を概ね2～3万m²」を、建設候補地評価基準として「面積の適正」を、掲げ、採点基準では、2万m²以下の基準を設けていなかった（前掲後出甲14「新斎場建設計画地の選定方法について」）。

この点を考慮して再度建設候補地の評価をやり直せば、予め「下駄を履かせられた」不公正な選定基準を適用したとしても、本建設計画地が最高点＝最適地ではなくなる。

そもそも、本件建設計画地は、上述のとおり、隣地に市営葬祭会館「川越市民聖苑やすらぎのさと」を建設する際、同会館周辺には将来的に斎場＝火葬場を持ってこないと公約していた土地なのであり、周辺住民との合意形成がもともと困難な場所であったことから考えても、適正手続原則から、かつ、信義則の観点からも、再度選定の手続をするのが当然である。

それをせずに、一旦決まったことであるとして、計画をごり押しする川越市の姿勢は不公正であり、適正手続原則及び信義則に反する。

(4) 必要以上の設備を過剰に整備しようとすること

人口58万人の川口市が整備中の火葬場は、火葬炉の数が14基。それに対して、人口35万人弱に過ぎない本件火葬場の炉の数は12基+ペット炉1基となっている。

これは、明らかに過剰設備であり、「最小の経費で最大の効果を挙げるようにならなければならない。」という地方自治法2条14項の規定に反しており、違法である。（地方自治法第2条第14項）。

2 認可手続自体の違法

(1) 申請に係る事業の施行期間が短かすぎること（法第61条第1項違反）

本件事業の施行期間は、平成25年6月25日から平成29年3月31日までとなっているが、昨今の建設資材・人件費の高騰による建設工事費大幅増の傾向及び事業地内に未買収の土地が存在していることなどを考慮に入れれば短かすぎ、入札不調による工事開始時期の遅延、土地収用手続の遅延などの事態に対応できないばかりか、もし期間内に施行が完了しない場合、余分な手續、労力、出費を強いられることになる。

実際、本件でも建設工事の入札が順調に進んでいないようであるし、事業認可後1年3ヶ月近く経過した現時点においても土地収用の手續すら取られていない土地が存在していて、施行期間内の事業の遂行が不透明な状態となっている。

このように短すぎる施行期間は、「最小の経費で最大の効果を挙げる」ように求める地方自治法2条14項に違反している。

(2) 「資金計画書」における「収入の確実性」「支出の適正かつ合理性」が満たされていないこと（施行規則第47条第3号違反）

本件認可申請書の「資金計画書」における総額及び平成26年度から28年度の収入及び支出では、昨今の建設資材・人件費の高騰による建設工事費大幅増の傾向に対応することができない。

このようななずさんな資金計画は円滑な事業の遂行を妨げ、結果的には、余分な手續、労力、出費を招くものであり、(1)と同様に、地方自治法2条14項に違反している。

第4 原告適格

(1) 原告の生活現場の本件火葬炉との距離関係（5pの地図参照）

原告の自宅、田畠と本件火葬炉との距離は以下のとおりである。

- ①自宅から東方向へ約1.2kmが火葬炉
- ②田から東北東方向へ約80mが火葬炉
- ③畠から東方向へ約560mが火葬炉

(2) 原告の健康被害の蓋然性

本件火葬場建物の直ぐ近くに国道16号線と川越街道が通っており交通量は相当多く現時点においても周辺大気は既に汚染されている。原告はアレルギー疾患等の症状で苦しんでいるが、それらの疾患はこのような大気汚染により引きおこされたことが推測される。

本件火葬炉が操業されると、本件火葬炉から排出される有害物質との複合汚染の恐れがある。特に原告所有の田畠は本件火葬炉の直ぐそばにあることから、原告が火葬炉周辺の田畠において作業した際には、濃厚な有害物質を吸入してしまうので、主に呼吸器系の健康被害を被る。さらに、落ち着いて作業できなくなることによりストレスも溜まって精神的負担も加味されて、健康被害が昂進する。

原告の自宅は、本件火葬炉から約1.2km離れてはいるが、風向き風速などによっては、ダイオキシン類などの有害物質が原告の自宅に到達する恐れがあるので、自宅においては、風向きが火葬炉方向からの場合は、安心して深呼吸することもできなくなる。特に、

省略

省略 重大な問題である。国道による大気汚染、本件火葬炉からの有害物質による複合汚染により、気管支疾患、皮膚疾患、癌などのリスクの他、アレルギー疾患の悪化、化学物質過敏症の発症など健康被害が生じる恐れがある

(3) 平穏生活権及び身体権の侵害の蓋然性

本件火葬炉が操業されると、本件火葬炉煙突口から排出される有害物質等を含んだばい煙が、風向きによっては原告の自宅にも到達する。また、本件火葬炉から悪臭が発生する蓋然性が高い。このため、原告は、風向きによっては洗濯物を干すことも憚られ、また窓も開けられなくなる。

また、周囲は農地でのどかな風景であったところ、火葬場建物ができるところで景観が損なわれるだけでなく、毎日、火葬場に何台もの靈柩車が入る状況を目の当たりにすること自体、精神的に負担となる。そもそも人の遺体を焼却して発生するばいじん等有害物質や悪臭であることであるから、それに曝され続けることは著しい精神的苦痛となる。特に、本件火葬炉にはバイパスが作られる可能性があり、このバイパスを使われた場合は、遺骸を焼却した灰がそのまま降り注ぐことになり、そのような場合に受ける健康被害、精神的被害は著しい。

原告は、一番安心できるはずの自宅においても、このような異常な状況に曝され続け逃げることもできないのである。

さらに、本件火葬場が開設されれば、周辺道路（県道川越・日高線、国道16号）の渋滞度合いが更に増し、生活圏の交通環境が悪化し、生活環境が悪化する。

加えて、火葬場建物ができることで暗いイメージの地域になり、さらに有害物質の排出や悪臭によって周辺の地価が下落し、原告に経済的損失を生じさせる。そればかりではなく、原告は建設地の隣接地に障害児である○男の将来に備えて、障害児サポート施設の誘致あるいは障害児体験農園の開設を計画しているので、隣接地に火葬場ができれば、このような施設を開設することは極めて困難になり、経済的精神的に受けるダメージは、より一層大きくなる。

(以上後出甲16・陳述書)。

第5 結論

よって、原告は、請求の趣旨記載のとおりの判決を求めるものである。

証 摂 方 法

追って提出する。

付 属 書 類

1 訴訟委任状

1通

目 錄

- 一 施行者の名称
川越市
- 二 都市計画事業の種類及び名称
川越都市計画火葬場事業川越市火葬場
- 三 事業施行期間
平成25年6月25日から平成29年3月31日まで
- 四 事業地
 - イ 収用の部分
川越市大字小仙波字八反田の一部
 - ロ 使用の部分
なし

当事者目録

【原告】

〒350-0036 埼玉県川越市小仙波町 省略
原 告 森 田 伸 明

【被告】

〒350-8601 埼玉県川越市元町1丁目3番地1
被 告 川 越 市
川越市長 川 合 善 明

【当該処分をした行政庁】

埼玉県知事 上 田 清 司

原告代理人目録

(送達先)

〒171-0014 東京都豊島区池袋2丁目55番13号合田ビル2階
池袋市民法律事務所 電話 03-5951-6077
弁護士 釜井英法

〒150-0002 東京都渋谷区渋谷1丁目9番8号朝日生命宮益坂ビル2階
樋渡法律事務所 電話 03-3797-1677
弁護士 樋渡俊一
弁護士 岩崎真弓